

◎佐賀県条例第8号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|----------|---|----------|
| (市町等が処理する事務の範囲等) | | (市町等が処理する事務の範囲等) | |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。 | | 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。 | |
| 事務 | 市町又は広域連合 | 事務 | 市町又は広域連合 |
| 1～3 略 | | 1～3 略 | |
| 3の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定により、居宅サービス若しくは居宅介護支援を行った者又はこれらを使用する者に対し報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。 (2) 法第24条第2項の規定により、被保険者又は被保険者であった者（居宅サービス又は居宅介護支援を受けた者に限る。）に対し報告を命じ、又は当該職員に質問させること。 (3) 略 (4) 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定をすること。 (5)～(10) 略 | 略 | 3の2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第24条第1項の規定により、居宅サービスを行った者又はこれを使用する者に対し報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。 (2) 法第24条第2項の規定により、被保険者又は被保険者であった者（居宅サービスを受けた者に限る。）に対し報告を命じ、又は当該職員に質問させること。 (3) 略 (4)～(9) 略 | 略 |

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|----------------------------|--|-----------------------------------|
| <p>(11) 法第82条の規定による指定居宅介護支援事業に係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。</p> <p>(12) 法第83条の2第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。</p> <p>(13) 法第83条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨の公表をすること。</p> <p>(14) 法第83条の2第3項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(15) 法第84条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止すること。</p> <p>(16)～(20) 略</p> | | | |
| 3の3～9 略 | | (10)～(14) 略 | |
| 9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略 | 佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。） みやき町 | 9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略 | 佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。） 鳥栖市 みやき町 |
| 9の3～29 略 | | 9の3～29 略 | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表第9号の2の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては鳥栖市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、鳥栖市長がした処分その他の行為又は鳥栖市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。